

◆連絡方法について◆

学生のみなさんに対する種々の連絡・伝達事項は、基本的に KULASIS による掲示で行います。この掲示により、修学、課外教育、福利厚生等、学生生活に関する重要なことを連絡・伝達しますので、最低 1 日に 1 回は必ず掲示を確認するようにしてください。見なかった場合には、不利益等を受けることがありますので、各自充分注意してください。

また、KULASIS により授業や試験に関する情報等のお知らせや、学生の呼び出し連絡等も行っています。

電話による問い合わせには、緊急の場合を除き原則として応じませんので、直接教務掛窓口に尋ねてください。

†窓口取扱時間：（月）～（金）9：00～17：00

※ただし、授業休止期間は、9:00～12:00 13:00～17:00

◆学生証について◆

学生証は、本学の学生であることを証明するもので、常に携帯してください。なお、薬学部建物内では、防犯のため、配付したネームホルダーに学生証を入れて着用してください。試験時や、諸証明書等の交付時には学生証で身分等を確認するので提示してください。他人に貸与または譲渡してはなりません。

この学生証は附属図書館（中央図書館等）や学術情報メディアセンターの利用証も兼ね、各施設への入退館認証や証明書自動発行機にも利用できます。薬学部で実施される授業の出席登録にも利用します。さらに、4 回生で分野に配属されると薬学部建物や薬学図書室への時間外入館が可能になりますが、その時の許可証としても利用します。

また、京大生協組合員証を兼ねており、組合員は電子マネーが利用できます。

学生割引証や通学証明書によって乗車券・通学定期乗車券を購入、使用するときも、交通機関係員の要求があれば提示してください。

① 紛失・盗難・破損等の場合

紛失・盗難・破損等の場合は、教務掛へ再交付申請をしてください。

なお、紛失・盗難の場合は、警察の届出受理番号が必要となります。第三者による悪用を防止するためにも、直ちに警察へ届け出て、届出受理番号を確認しておいてください。

また、紛失・盗難・破損時等の再交付は有料となりますので、予め京大生協で「学生証再発行クーポン券」を購入のうえ、学生証再交付願に貼付し、教務掛に提出してください。

同時に、京大生協組合員の方は直ちに生協に連絡し、電子マネー機能を停止してください。

② 磁気ストライプの磁気異常時

教育推進・学生支援部教務企画課で再書き込みを行います。（無料）

ただし、磁気ストライプが破損している場合は有料での再交付となります。

③ 初期不良時等

I C チップの初期不良並びに正常な利用における不具合発生時は、交付日から起算して 2 か月以内に申し出た場合に限り、無償で再交付します。

④ 卒業・修了・退学等したとき

京大生協組合員の方は、まず生協の窓口にて脱会処理等を行い、電子マネーを停止してください。

3 月卒業・修了者で 4 月以降も引き続き本学の学生（正規生）として在籍する場合、大学生協組合員の継続手続きは、新学生証と旧学生証の両方を京大生協の窓口を持っていき、電子マネー機能の切替を行ってください。詳細は京大生協にお問い合わせください。

⑤ 有効期限を過ぎて在籍するとき

教務掛にて所定の手続きを取ってください。詳細については掲示等によりお知らせします。

⑥ 英文学生証が必要なとき

英文学生証は、学生の海外渡航に伴い、渡航先国において本学の学生であることを証明するため、希望する学部学生及び大学院学生を対象に発行します。

希望者は、申し込みの際に、貼付する写真（無帽正面上半身、無背景、縦 3 cm×横 2.4 cm、

3ヵ月以内に撮影したもの、裏面に氏名を記入。)を持参の上、教務掛へ願い出てください。

◆学割証・各種証明書の交付について◆

主な証明書類は、学内 15 箇所に設置された自動発行機により交付しています。それ以外の証明書については、教務掛窓口にて備え付けの証明書発行願に必要事項を記入して、発行希望日の 2 日以上前までに申し込んでください。ただし、その他特別な証明書に関しては、時間を要することがありますので、窓口で早めに確認してください。

(化学研究所に配属の学生については、学内便またはファックスでの申し込み、学内便での送達も可能とします。)

① 学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)の使用

学割証は、学生の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としているため、原則として次の目的を持って旅行をする必要がある場合の使用に限られています。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 正課の教育活動
- (3) 正課外の教育活動
- (4) 就職または進学のための受験等
- (5) 見学または行事への参加
- (6) 傷病の治療
- (7) 保護者の旅行への随行

・発行方法

学割証は証明書自動発行機により交付しています。(発行日から 3 ヶ月間有効)

・年間割当枚数

年間割当枚数は 1 人 15 枚までとなっています。

各自計画を立てて(全行程を一枚の学割証で 購入する等)使用し、やむを得ず割当枚数を超える必要が生じた場合は教務掛に申し出てください。

② 通学証明書について

証明書自動発行機により交付しています。通学証明書には現住所・通学キャンパス等が証明されています。現住所を変更する場合は KULASIS から申請してください。申請後は、教務担当での承認を必要とします。変更内容は、承認の翌日(土・日・祝日除く)に証明書自動発行機へ反映されます。通学キャンパスに変更や間違いがあった場合には、速やかに教務掛へ申し出てください。なお、申し出のあった変更は翌稼働日以降に反映されます。

・不正購入の禁止について

区間を偽って購入したり、通学以外の目的(サークル活動・アルバイト通勤など)で購入することは不正購入となります。不正購入はいかなる場合であっても許されません。本学学生の通学定期乗車券の販売が制限される場合がありますので、絶対に不正購入はしないでください。

・実習用定期乗車券の購入について

実習・研究等で、宇治または桂キャンパス、実習薬局への通学定期券を必要とする場合は、窓口まで申し出てください。鉄道会社等交通機関への申請手続きが必要なため、発行までに約 2 週間程度かかります。

③ 証明書自動発行機について

証明書自動発行機により証明書の交付を受けようとする場合は、学生証の認証とパスワードの入力が必要です。音声ガイダンスと画面の表示に従って画面タッチにより操作してください。パスワードについては、学生証交付時に通知します。パスワードは必ず定期的に変更し、忘れないよう管理してください。忘れた場合には、学術情報メディアセンター(南館 1 階)で学生証を提示のうえ再交付を受けてください。

○証明書自動発行機により交付できる証明書の種類（*の証明書は英文での発行も可）

学部学生	在学証明書*、学割証、卒業（見込）証明書*、健康診断証明書、学業成績証明書*、学業成績及び卒業（見込）証明書
修士課程学生	在学証明書*、学割証、修了（見込）証明書*、健康診断証明書、学業成績証明書*、学業成績及び修了（見込）証明書
博士後期課程学生	在学証明書*、学割証、修了（見込）証明書*、健康診断証明書、学業成績証明書*、学業成績及び修了（見込）証明書
研究生・特別研究学生	在籍証明書*、健康診断証明書
科目等履修生 特別聴講学生	在籍証明書*、学業成績証明書、健康診断証明書

- ※1.卒業見込、修了見込証明書については、最終学年時点で一定の条件を満たした場合に可能です。
 2.在学中の学生は、過去本学に在籍のあった学部等の証明書の発行も可能です。（他学部等の場合は、発行可能な証明書が異なる場合があります。）
 3.薬学部設置の発行機稼働時間： 平日（月～金）8：30～18：00
 4.自動発行機は保守等により停止する場合がありますので掲示等にご注意ください。
 5.成績証明書などで厳封が必要な場合や、自動発行された証明書に不備や疑問点等がある場合には、教務掛に申し出てください。

◆ 修学上の願出・届出等について ◆

① 休学する場合

疾病その他の事由により3ヶ月以上休学する場合、既に休学している場合で休学期間を延長する場合は、「休学（延長願）」の提出が必要です。休学を開始しようとする日の2週間前までに教務掛まで提出してください。様式は教務掛に準備してあります。また、「休学（延長願）」には指導教員（グループ担任）の承認印が必要です。

「休学願」の提出が遅延すると希望する日から休学ができず、授業料納付が必要になる等で不利益が生じることがありますのでご注意ください。

なお、疾病による休学の場合には医師による「診断書」の提出が必要です。

② 復学する場合

休学期間の途中で復学しようとする場合には「復学届」の提出が必要です。復学しようとする日の2週間前までに教務掛まで提出してください。様式は教務掛に準備してあります。

また、疾病の治癒につき復学しようとする場合は、「京都大学復学診断書」を添えて願出する必要があります。

③ 退学する場合

退学する日の2週間前までに「退学願」を教務掛まで提出してください。様式は教務掛に準備してあります。また、「退学願」には指導教員（グループ担任）の承認印が必要です。

「退学願」の提出が遅延すると希望する日から退学ができず、授業料納付が必要になる等で不利益が生じることがありますのでご注意ください。

④ 海外渡航する場合

勉学・旅行その他の事由により海外に行く場合は、渡航の3週間前までに薬学部・薬学研究科ホームページから「海外渡航届」を提出してください。外国人留学生が帰省等で一時帰国する場合も提出してください。

また、留学、学会発表、語学留学、研修等のため海外渡航する場合、原則として「学研災付帯海外旅行保険」（付帯海学）へ加入してください。

なお、観光・帰省以外の海外渡航については、学生の危機管理のため、「アイラック危機管理システム」に渡航者登録を行います。

薬学部・薬学研究科ホームページ＞ 利用施設・申請 ＞ 各種申請 ＞ 海外渡航届の申請

<https://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/facility-use/application/overseas-travel/>

薬学部・薬学研究科ホームページ＞ 利用施設・申請 ＞ 各種申請 ＞ 学研災付帯 海外留学保険について

<https://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/facility-use/application/travel-insurance/>

⑤ 改姓（名）した場合

改姓（名）をした場合は、住民票記載事項証明書を添えて「改姓・改名届」を教務掛まで提出してください。様式は教務掛に準備してあります。

また、改姓をしたがそのまま旧姓を使用したい場合はその旨教務掛にお申し出ください。

なお、改姓（名）をした場合は学生証を無料で再発行できます。希望される場合は教務掛へ申し出てください。

⑥ 住所変更をした場合

本人及び保護者等住所に変更がある場合は、速やかに KULASIS「登録情報」の「連絡先・授業料関係書類送付先の登録／変更」より申請してください。

⑦ 学内団体を結成する場合

本学学内団体規程に基づきます。詳細は教務掛までお問い合わせください。

⑧ 学内団体を更新する場合

本学学内団体規程の基づき、毎年 5 月中旬までに届け出が必要です。詳細は教務掛までお問い合わせください。

◆経済生活について◆

学業成績が優秀で、経済的に困窮している学生には、独立行政法人日本学生支援機構奨学金、地方公共団体及び民間育英事業の各種奨学金、授業料納付免除（授業料徴収猶予・分納を含む）等の制度が設けられています。博士課程在学者対象は、本研究科による藤多仁生奨学金（故藤多哲朗名誉教授のご遺志に基づく）、沢井奨学金をはじめとする給付型奨学金に応募できます。また、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)の制度も設けられています。詳細については、KULASIS によりお知らせします。

◆健康管理について◆

1) 定期健康診断

学生の健康管理のため、4 月に健康診断が実施されます。

日時等については、掲示等によりお知らせしますので、注意事項を守って必ず受検してください。受検しないと本学学生健康診断規程に定められているように、当該年度に行われる試験を受けることができないばかりでなく、奨学金受給用健康診断書（証明書）の発行など、様々な事柄に支障を来すことになります。

2) 特別健康診断

理科系学生に対する特別健康診断として、毎年秋頃に「大学院学生の化学薬品取扱者に対する健康診断」が実施されます。詳細については、掲示等により通知します。

◆学生が加入しなければならない保険について◆

京都大学では、日本人学生については「学生教育研究災害傷害保険（学研災）及び「学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）」への加入を、外国人留学生については「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」及び生協の「学生賠償責任保険」への加入を原則として必須としています。

学研災は学生の教育・研究活動中、課外活動中、通学中の事故により被った傷害に適用される傷害保険制度です。実験・実習、フィールドワーク等の科目の履修にあたってはこれらの加入が必要です。

詳細については、教育推進・学生支援部厚生課厚生掛に問い合わせてください。

◆通学について◆

1) 学生は、通学その他の目的で自動車により構内に入構することはできません。

ただし、研究科長が特に必要があると認めた学生には、申請に基づき「入構・駐車許可証」を交付します。この申請の手続き等についての詳細は、薬学研究科総務掛に照会してください。

2) 自転車・バイクは、所定の場所に駐輪してください。

◆物品の貸出について◆

プロジェクター等の機器を借用したい場合は、窓口で所定の手続きを行ってください。

◆遺失物・拾得物について◆

所持品等を紛失・置き忘れたり、また、拾得した場合は、速やかに届け出てください。拾得物の届け出があれば、教務掛事務室前ロッカーに保管していますので、心当たりのある人は窓口に申し出てください。

※落とし物が非常に多いので、所持品には氏名を書くなど、充分注意してください。

一定の保管期間が過ぎましたら処分しますので、ご了承ください。

◆受験心得について◆

試験時における受験心得については、ガイダンス又は掲示等にて説明します。

◆履修登録について◆

授業を履修しようとする場合は、前期・通年科目は4月上旬～中旬に、後期科目は9月下旬～10月中旬に、KULASISで履修登録が必要です。手続き等の詳細は別途掲示します。

履修登録作業を行わないと授業に出席しても単位が認定されず、進級・卒業に多大な影響を及ぼします。自己責任において必ず期間内に登録を完了してください。

◆成績の確認・異議申立について◆

前期科目は8月下旬に、後期及び通年科目は2月下旬に、KULASISで成績が確認できます。また、成績確認期間において、当該期の採点結果について、次の場合に限り異議を申し立てることができます。（手続等の詳細は別途掲示します。）

①採点の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの

②シラバス等により周知している成績評価の方法等から、明らかに疑義があるもの

◆成績評価について◆

成績表には、各科目とも素点（100点満点評価）または合否を表示します。

成績証明書には合格点以上の科目について素点を評語に変換し、表示します。素点から評語への変換は以下の表に基づき、おこないます。

＜2020（令和2）年以降入学者の成績評価＞授業科目等の成績評価は以下の3通りとする。

① 素点（0点～100点）による評価。すなわち、合格基準に相当する素点を60点とし、100点を満点とする総合評価。60点以上は合格を、59点以下は不合格を意味する。

② 6段階評価。A、B、C、D、Fの5種類の評語を基本とし、それに加えてA+の評語を設ける。それぞれの評語の適用基準は下記のとおりである。

素点	評語	適用基準
96～100	A+	合格基準に達している。 学修の高い効果が認められ、傑出した成績である。／ Outstanding
85～95	A	学修の高い効果が認められ、特に優れた成績である。／ Excellent
75～84	B	学修の高い効果が認められ、優れた成績である。／Good
65～74	C	学修の効果が認められる。／Fair
60～64	D	最低限の学修の効果が認められる。／Pass
0～59	F	合格基準に達していない。 不合格。／Fail

③ 2段階評価。P（合格）、F（不合格）の2種類の評語による。それぞれの評語の適用基準は下記のとおりである。

評価	評語	適用基準
合格	P	合格基準に達している。／Pass
不合格	F	合格基準に達しておらず、不合格。／Fail

◆京都大学薬学研究科におけるGPA制度の導入について◆

薬学研究科では、学生の自律的な学修の促進及び学生に対する学修指導等に活用することを目的として、2016（平成28）年度以降に入学した学生を対象としたカリキュラムが適用される大学院生（修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程、博士課程）を対象にGPA（Grade Point Average）制度を導入しています。

（1）成績評価とGP（Grade Point）の対応

成績表は下表に基づきGPに変換します。

評語	A+	A	B	C	D	F
GP	4.3	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

（2）GPAに算入する科目

- ・ 合否科目、教職科目、既修得単位認定科目、他研究科科目を除くすべての科目。
ただし、他研究科科目については、学修要項の記載により薬学研究科の単位数として認定した場合、かつ6段階評価の成績のみ算入対象とします。
（※他研究科科目の評価は、研究科によりGPAに対応していない場合があります。）
- ・ 同一科目を複数履修した場合は正規単位のみGPAに算入します。ただし、当該科目に正規単位が存在しない場合（全て不合格だった場合）は、1科目の成績（不合格：GP=0）のみをGPAに算入します。

（3）GPAの種別

本学在学中の全期間における学修の成果を示す指標として「累積GPA」を、当該学期における学修成果を示す指標として「学期GPA」を算出します。

（GPAは小数点第二位まで表示。小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入する。）

（在学全期間においてGPA算入科目のうち履修登録した科目のGP×当該科目の単位数）の総和

累積GPA = $\frac{\text{在学全期間においてGPA算入科目のうち履修登録した科目のGP} \times \text{当該科目の単位数}}{\text{在学全期間においてGPA算入科目のうち履修登録した科目の総単位数}}$

(当該学期においてGPA算入科目のうち履修登録科目した科目のGP×当該科目の単位数)の総和

$$\boxed{\text{学期 GPA}} = \frac{\text{当該学期においてGPA算入科目のうち履修登録した科目の総単位数}}{\text{当該学期においてGPA算入科目のうち履修登録した科目の総単位数}}$$

(4) GPA の表示

成績表には、不合格となった科目も含めた全ての履修単位に係る成績、「学期 GPA」及び「累積 GPA」を記載します。

成績証明書には、修得した科目の成績のみを記載し、原則として GPA は記載しません。ただし、特に必要がある場合に限り、累積 GPA ならびに在学全期間において GPA 算入科目のうち履修登録した科目の総単位数を記載した成績証明書を学生の所属学部教務担当窓口において発行します。(証明書自動発行機では発行されません。)

◆京都大学大学院における履修取消制度の導入について◆

薬学研究科では、2016(平成 28)年度以降の大学院入学生を対象に GPA 制度を導入することに併せて、学生の申請により学期の途中で科目の履修登録を取り消す「履修取消制度」を 2016 年度より、すべての修士課程・博士後期課程、一貫制博士課程、博士課程学生を対象に導入しています。

(1) 取消手続きについて

原則として、履修取消期間中に、KULASIS において履修取消を申請します。

(2) 履修取消期間

全学統一で履修取消期間を定めます。詳細な期間については年度ごとにお知らせします。

(3) 履修取消を認める科目

学生自身が選択して履修登録する科目。詳細は掲示にて周知します。

(4) 履修取消の特例

病気・事故等により長期間にわたって授業に出席できないなどのやむを得ない事由がある場合に限り、特例として履修取消を認める場合があります。
詳しくは教務掛窓口にお問い合わせください。

(5) 不受験科目の取扱い

成績判定時点で履修登録されている全ての科目を成績評価の対象とします。
すなわち、受験しなかった試験または提出しなかった課題等に対して最低評価を与えたうえで、シラバスに記載された成績評価基準に従って成績評価をおこないます。

※例：シラバスの成績評価方法・観点及び達成度に「小テスト 40 点満点、レポート 20 点満点、期末試験 40 点満点」と記載されている科目において、期末試験を受験しなかった学生の成績は、期末試験 0 点とした上で評価する。

◆大学院共通科目群、大学院横断教育科目群科目の履修について◆

大学院共通科目群および大学院横断教育科目群は、いずれも大学院学生を対象に、専門以外に素養として備えておくべき知識・技能の教授を目的として、2018(平成 30)年度から開講されています。履修の際は、全学共通科目から履修してください。なお、薬学研究科一貫制博士課程科目配当表に無い科目を履修した場合、修得した単位の取扱は科目によって異なりますので、詳しくは教務掛窓口にお問い合わせください。

◆災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱い◆

本学では、学生の安全確保のため、災害又は不測の事態（以下「災害等」という。）が発生した場合の授業及び定期試験（以下「授業等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めました。概要は次のとおりです。

1. 気象警報による休講等

京都市又は京都市を含む地域に気象等に関する特別警報又は暴風警報が発表された場合、授業休止又は定期試験の延期（以下「休講等」という。）とします。（そのほかの警報等は対象となりません。）

2. 公共交通機関の運休による休講等

次の①②のいずれかに該当する場合、休講等とします。

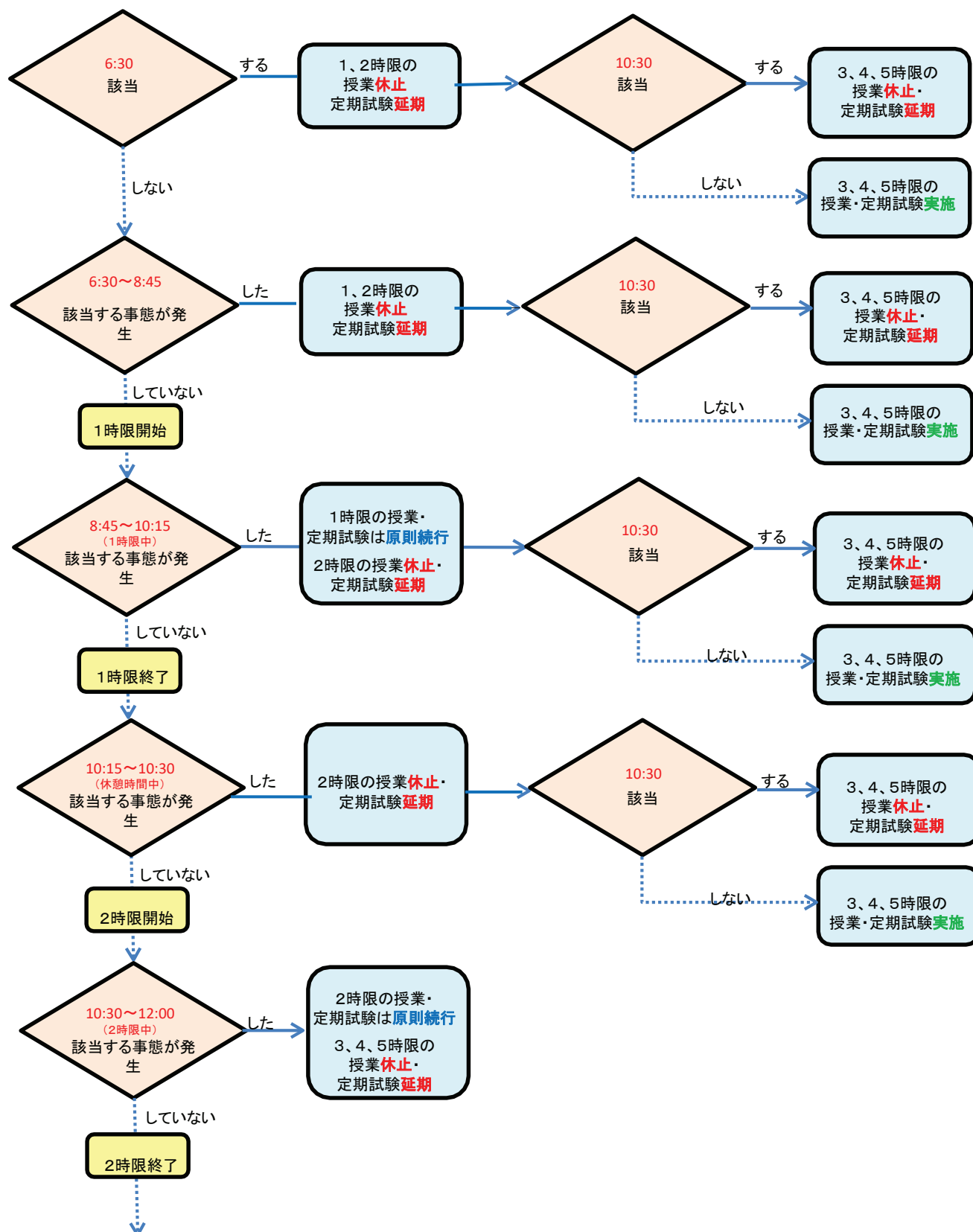
①京都市営バスが全面的に運休した場合

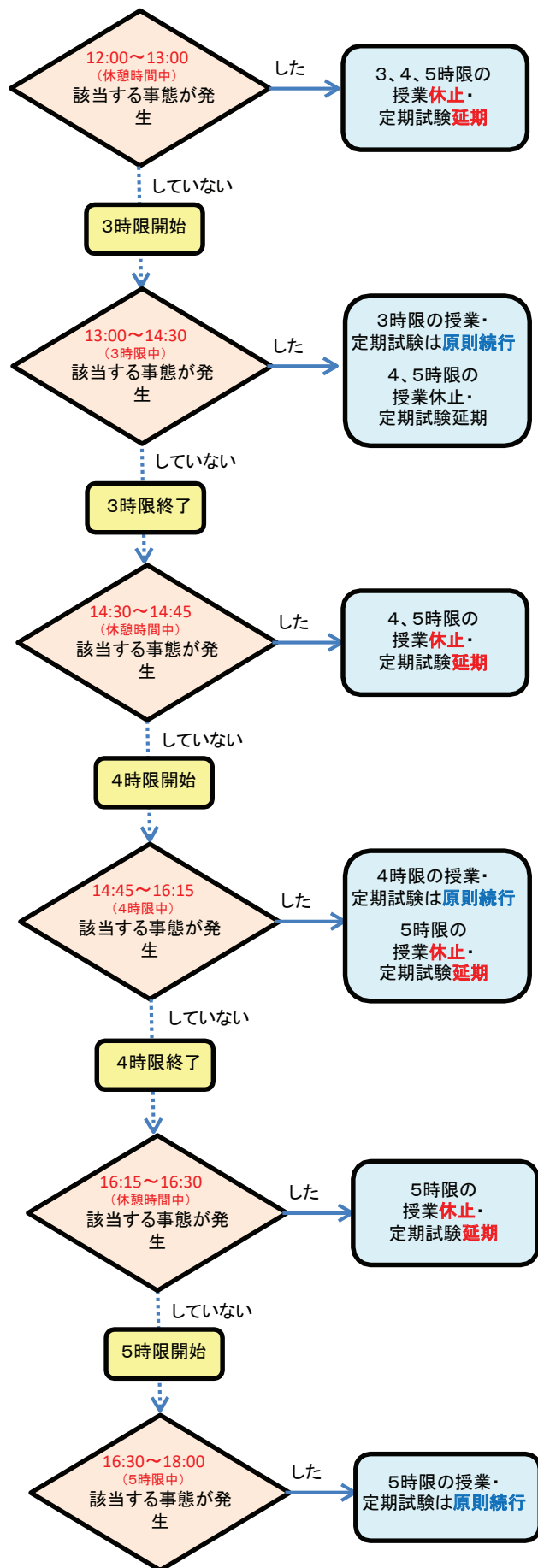
②以下のうち、3 機関以上の交通機関が全面的に又は部分的に運休した場合

- ・ JR 西日本（京都線、琵琶湖線、湖西線、奈良線及び嵯峨野線）
- ・ 阪急電鉄（京都河原町駅～梅田駅間）
- ・ 京阪電鉄（出町柳駅～淀屋橋駅又は中之島駅間）
- ・ 近畿日本鉄道（京都駅～大和西大寺駅間）
- ・ 京都市営地下鉄

3. 気象警報及び公共交通機関の運休による休講等

次ページに、事態発生時間に応じた気象警報及び公共交通機関の運休による休講等の措置、その解除の流れ図を掲載します。





※ 授業・定期試験の開始後に第2条第1項に該当する事態が発生した場合、当該時限の授業・定期試験は原則続行するが、学生の安全確保上緊急を要すると担当理事が認める場合は、当該授業・定期試験の途中からでも休講等の措置をとるものとする。

4. 地震発生時の取扱い

吉田キャンパス、宇治キャンパス及び桂キャンパスを含む地域で震度 6 弱以上の地震が発生した場合、当分の間、休講等とします。

5. その他休講措置の取扱い

- ①授業等を実施する部局長が学生の安全確保のため必要があると判断した場合、当該部局の授業等については、休講等とします。
- ②担当理事が学生の安全確保のため必要があると判断した場合、吉田キャンパス、宇治キャンパス又は桂キャンパスの全部又は一部において、休講等とします。
- ③震度 5 強以下の地震発生やその他の要因によっても危機対策本部が設置され、当該危機対策本部の部長が学生の安全確保のため必要があると判断した場合、吉田キャンパス、宇治キャンパス及び桂キャンパスの全部又は一部において、当分の間、休講等とします。

6. 周知方法

KULASIS Information、本学 Web サイト等を通じて周知します。

7. 通学が困難な場合の救済措置

2. ～5. の休講等の措置をとらない場合であっても、学生それぞれの居住地又は通学経路にある地域で、次のいずれかに該当する事態が発生したことにより学生が授業等に出席できなかったときは、別紙様式 (<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/cli/canceled/>) にて授業開講部局の教務担当掛に申し出てください。

- ①居住地を含む地域における震度 6 弱以上の地震の発生
- ②居住地を含む地域における避難指示（緊急）又は避難勧告の発令
- ③居住地を含む地域における気象警報等の発表
- ④その他災害等（居住地を含む地域又は通学経路における上述の 3 事由に準ずる災害等）の発生

※人身事故等による運休、遅延の場合、申し出の対象となりません。

◆建物管理について◆

- 1) 薬学部の平日（月曜日～金曜日）の開館・閉館の時間は、次のとおりです。
なお、特別実習のため分野に配属された学生及び大学院生等については、下記時間外や休日等の入館が出来るようになります。詳細については教務掛に照会してください。
 - ・ 開 館 8 時 00 分
 - ・ 閉 館 18 時 00 分
- 2) 土曜、日曜・祝日、本学創立記念日（6/18）、年末・年始（12/29～1/3）及び夏季一斉休業日（8 月第 3 週の月曜日・火曜日及び水曜日）は閉館しています。
また、臨時で閉館する場合にはあらかじめお知らせします。
- 3) 薬学部では、1 年を通して省エネを推進しています。教室、ロッカールーム、共用スペースを最後に出る際は、必ず消灯しエアコンを切ってください。
- 4) 講義室、演習室での飲食・喫煙を禁じます。

◆自習室・ラーニングコモンズの利用◆

1. 利用資格
(1) 原則として、薬学部、薬学研究科の学生に限ります。
2. 場所
(1) 23 講義室（本館）、ラーニングコモンズ（医薬系総合研究棟）を自習室として使用可能です。
3. 開室時間
(1) 平日の 8：30～17：00（ラーニングコモンズは 8：30～18：00）の間、使用可能です。

- (2) 授業や実習での利用時間帯は関係者及び受講生以外は使用できません。
- (3) 停電や工事などで臨時に閉室することがあります。
- (4) ラーニングコモンズ入室の際は学生証が必要です。
- (5) ラーニングコモンズ内は飲食禁止です。

◆ハラスメントの防止と対応について◆

教育・研究・医療を使命とする京都大学では、多くの人間がさまざまな関係を形成しています。そこでの修学・就労は、これに関わるすべての者にとって快適で有意義なものでなければなりません。しかしながら、指導する者と指導される者、指示する者と指示される者という関係は、時として、不適切な権力関係と化し、修学・就労を妨害するだけでなく、被害者の人格を著しく傷つけることがあります。また、性的な欲求や関心に基づく行動が、相手の修学・就労の環境を害し、あるいは、その人格を著しく傷つけることもあります。

京都大学は、このようなハラスメント行為が生じないよう、また、万が一そのような事態が生じた場合には、迅速に事態が改善されるよう、最大限の努力をするものです。京都大学に関わるすべての人が、一個の人間として尊重され、それぞれの立場から教育・研究・医療の活動に打ち込めるようにしたいと考えています。

○ハラスメントを受けた場合

- ・一人で我慢せずに、誰か周囲の信頼できる人に相談しましょう。
- ・ことばと態度で、嫌だ、不快だ、という気持ちをはっきりと相手に伝えましょう。無視したり、受け流したりしているだけでは、状況は少しも改善されません。相手が嫌がっていることに、行為者が気づいていない場合もあります。
- ・記録をつけておきましょう。見ている人がいたら、その人にも確認しておきましょう。
- ・窓口相談しましょう。

○ハラスメントに第三者として気づいた場合

ハラスメントがなされていることを知ったときには、第三者であっても被害者の力になってあげてください。

- ・不快な場面を目撃したら、すぐ行為者に注意をしましょう。
- ・必要なら、証人になってあげましょう。
- ・被害者の相談にのって精神的に支えてあげましょう。被害者を責めてはいけません。
- ・相談窓口へ行くようにすすめ、同行してあげましょう。

ハラスメントはその性質上、被害者自身が事実を公然と訴えることは容易ではありません。相談窓口は、被害に気づいた第三者からの相談に対しても開かれています。

○薬学研究科の相談窓口担当者一覧表

<https://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/campuslife/support/harassment/>
でご確認ください。

○ウェブでの学生相談

ウェブフォームによる相談等も受け付けています。何か色々相談したいことやご意見等があれば、お気軽に相談ください。匿名での相談等も受け付けますのでご利用ください（返信を希望する場合は、匿名のメールアドレスなどをご記入ください）。

<https://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/campuslife/support/student-consulting/>

相談窓口担当者は、相談者のプライバシーを固く守ります。

相談窓口担当者が当事者であるハラスメントの相談の場合には、当該相談窓口担当者に、相談内容等の情報が共有されることはありません。

◆薬学研究科・薬学部図書室（京都大学大学院薬学研究科・薬学部図書室利用規則）◆

1. 開室時間及び休室日

平日 9:00～17:00

休室日 土曜、日曜、祝日、本学創立記念日（6月18日）、8月第3週の月曜日、火曜日、水曜日、年末年始（12月28日～1月4日）

その他臨時に休室することがある。

2. 閲覧

京都大学在籍者は、教職員、研究員、学生を問わず、薬学研究科・薬学部図書室（以下「本図書室」という。）に所蔵する図書及び雑誌（付属する資料を含む。以下「図書館資料」という。）を閲覧することができる。

学外者は、入室に際して、所定の利用申請書に記入し、図書掛に提出することで、図書館資料を閲覧することができる。

閲覧は、以下のとおり行うものとする。

イ）図書館資料のうち貴重資料は、所定の手続を経て閲覧することができる。

ロ）図書館資料のうち地下書庫に収蔵する資料は、所定の手続を経て閲覧することができる。

なお、本図書室における電子的資料の閲覧は、許可された条件でネットワークを介して行うことができる。

3. 閲覧の制限

本図書室は、次の各号の一に該当する場合、図書館資料のうち、それぞれ当該各号に掲げるものの閲覧を制限することができる。

イ）図書館資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合 当該図書館資料（当該情報が記録されている部分に限る。）

ロ）図書館資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合（当該期間が経過するまでの間に限る。） 当該図書館資料

ハ）図書館資料の原本を利用させることにより当該原本の破損又は汚損を生じるおそれがある場合 当該原本

4. 貸出

イ）図書館資料の貸出を受けようとする者は、所定の手続を行わなければならない。

ロ）貸出の冊数及び期間は次のとおりとする。

図書 3冊以内 2週間

雑誌 5冊以内 3日

ハ）図書館資料の貸出を受けようとするときは、図書システムによる貸出処理を受け、又は所定の用紙に記入して図書掛に提出しなければならない。

ニ）新着雑誌は到着日から一定期間を展示期間とし、その間の貸出は行わない。

ホ）禁のラベルを添付してある図書館資料は貸出を行わない。

ヘ）貸出を受けている図書館資料はいかなる場合でも転貸してはならない。

ト）貸出期間を延長して引き続き貸出を受けようとするときは、改めて手続をしなければならない。ただし、他に貸出を受けようとする者がいるときは、その者を優先させる。

チ）貸出の規則に違反した者に対しては、違反期間に応じて一定期間、図書館資料の貸出を停止する。

リ）ロ）及びハ）の規定にかかわらず、学外者が貸出を受けようとするときは、薬学研究科教授の紹介状を添えて、所定の貸出票に記入して図書掛に提出するものとし、その冊数及び期間は、2冊以内、2週間とする。なお、ニ）～チ）の規定は学外者にも適用する。

5. 事故

閲覧中の図書館資料又は貸出を受けている図書館資料は丁寧に扱うものとし、紛失し、又は汚損したときは、直ちにその旨を詳記した書類を図書委員長に提出し、その指示に従わなければならない。

6. 複写サービス

本図書室利用者の便宜をはかるため、電子複写による複写サービスを行う。これについては京都大学文献複写規程（平成 16 年 4 月 1 日総長裁定）に従う。

7. 相互貸借

他館に所蔵されている図書、雑誌その他資料の閲覧又は複写を希望する場合は、図書掛の掛員に申し込み、図書掛から他館に依頼し、又は紹介する。ただし、この場合の費用は、申込者の負担とする。

8. 閉室時の利用

閉室時であっても、次の各号に掲げる者は、図書室に入室して、図書館資料を検索し、若しくは閲覧し、図書館資料の貸出を受け、又は設備を利用することができる。

- イ) 薬学研究科・薬学部の教職員
- ロ) 薬学研究科所属の大学院学生
- ハ) 薬学部所属の 4 年次以上の学生（ただし、分野配属者に限る。）
- ニ) 薬学研究科・薬学部において教育研究に従事する外国人研究者
- ホ) 薬学研究科・薬学部所属の研修員、研究生及び受託研究員
- ヘ) その他研究科長が特に必要と認めた者

9. 個人情報の漏えいの防止のために必要な措置

本図書室は、図書館資料に個人情報（京都大学における個人情報の保護に関する規程（平成 17 年達示第 1 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- イ) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限
- ロ) 図書館資料に記録されている個人情報に対する不正アクセス（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）第 2 条第 4 項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置
- ハ) 図書室の職員に対する教育・研修の実施
- ニ) その他当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置

10. 図書館資料の目録及び利用規則

利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規則を常時閲覧室に備え付けるものとする。

注意事項

- ・資料は必ず貸出手続きを経てから室外に持ち出すこと。
- ・図書室の座席を占有しないこと。
- ・図書室内での食事は厳禁とする。飲物の摂取については室内の掲示に従うこと。
- ・携帯電話はマナーモードとし、通話は室外でおこなうこと。
- ・閉室時に利用する場合は、施錠、消灯などの確認を入室者の責任をもっておこなうこと。

◆薬学研究科実験廃棄物処理指針◆

1. 有機廃液

- 1.1 有機廃液は、京都大学環境安全保健機構環境管理部門の規定に基づいた条件で有機廃液処理業者に外部委託して焼却する。基準に適合する種類のもの（表Ⅰ）を、研究科内規定で指定する5つの分類区分（表Ⅱ）にわけて、10Lポリ容器（白色）に貯留する。

表Ⅰ

有機廃液の処理基準	
1	炭素、水素、酸素、窒素、硫黄、ハロゲンからなる有機化合物の廃液であること。
2	発熱量が 20000J/g 以上で自燃性を有するもの。
3	水分は 20%以下のもの。
4	ハロゲンが 15%以下、窒素 3%以下、硫黄 2%以下、沸点 50℃以下の成分が 5%以下のもの。
5	塩酸、硫酸、硝酸等の腐食性物質を含まないもの。
6	沈澱や懸濁粒子を含まない液体で、粘度が 20 センチポワズ以下であるもの。
7	それ自身で、又は混合によって爆発または発火するおそれのないもの。
8	著しい悪臭を持たないもの。

表Ⅱ

有機廃液（外部委託）の貯留区分	
1 有害廃液(HO)	12 種類の有害物質（※）を含有する廃油
2 (一般)廃油(OO)	ポンプオイル、バスオイル、クロロホルム等 引火点が 70℃以上のもの
3 引火性廃油(IO)	HO, OO 以外の廃油
4 有害廃希薄水溶液(HAQ)	12 種類の有害物質を含有する希薄水溶液
5 (一般)廃希薄水溶液(OAQ)	12 種類の有害物質を含有しない希薄水溶液

※ 12 種類の有害物質とは以下の物質を指します。

1. トリクロロエチレン 2. テトラクロロエチレン 3. ジクロロメタン 4. 四塩化炭素
5. 1,2-ジクロロエタン 6. 1,1-ジクロロエチレン 7. シス-1,2-ジクロロエチレン 8. 1,1,1-トリクロロエタン
9. 1,1,2-トリクロロエタン 10. ベンゼン 11. 1,3-ジクロロプロペン 12. 1,4-ジオキサン

- 1.2 エーテル、石油エーテルなどは低沸点で貯蔵は危険であり、またクロロホルムやジクロロメタンなどは焼却に多量の灯油を必要とするので、回収再使用につとめる。他の水溶性、非水溶性溶媒も回収再使用につとめる。
- 1.3 ジクロロメタンなどの含ハロゲン溶媒やベンゼンなどの特定有害物質は完全に回収して、排水に紛れ込まないように細心の注意を払う。これら溶媒を分液操作に使用した場合は、水相も完全に回収する。さらに、これら溶媒が付着した器具類の洗浄に際しては、これら溶媒を十分に除去した後に行なう。
- 1.4 放射性廃棄物はこの処理指針の対象外である。

2. 無機廃液及び固形廃棄物

- 2.1 水銀、カドミウム、クロム、鉛、銅、亜鉛、鉄、マンガン、ニッケル等の重金属化合物の廃液ならびにシアン系、リン酸系、フッ素系の化合物の廃液は原則として、京都大学無機廃液処理装置（KMS）を利用して無害化処理をするため、次のように分別貯留する（表Ⅲ

参照)。

- a) 水銀系廃液 (記号 Hg) 1.無機水銀系溶液、2.有機水銀系溶液に分別貯留する(有機水銀系では、特に塩化物の混入を避けること)。
- b) 重金属イオンを含むシアン系廃液 (記号 CN) 遊離シアン、シアン化物、シアン錯化合物を含むものは、常にアルカリ性に保ち貯留する。
なお、単純なシアン系廃液については 2.4 の方法に従い可能な限り原点処理を行う。
- c) リン酸系廃液 (記号 P) リン酸イオンを含む溶液 (極力、重金属の混入を避けること。)
- d) フッ素系廃液 (記号 F) フッ素イオンを含む溶液 (極力、重金属の混入を避けること。)
- e) 一般重金属廃液 (記号 M) 極力、有機物、リン酸、アンモニア、ケイ酸の混入を避け、1.酸性溶液、2.アルカリ性溶液に分別貯留する。

表Ⅲ 無機廃液区分

記号	廃液系列	貯留区分	摘要	廃液容器及びカードの色
H g	水銀系廃液	1.無機水銀 2.有機水銀	○金属水銀や固形のアマルガムなどを含まないこと。 ○有機水銀系では、特に塩化物の混入を避けること。	20L ポリ容器 灰 色
C N	シアン系廃液	3.シアン錯化合物 4.シアン化物	○常にアルカリ性に保ち、酸性廃液に混入しないこと。 ○可能な限り原点処理を行うこと。	20L ポリ容器 灰 色
P	リン酸系廃液	5.リン酸塩	○可能なかぎり重金属の混入を避けること。	20L ポリ容器 灰 色
F	フッ素系廃液	6.フッ素化合物	○可能なかぎり重金属の混入を避けること。	20L ポリ容器 灰 色
M	一般重金属系 廃液	7.一般重金属 8.酸 9.アルカリ	○ベリリウム、オスミウム、タリウムその他健康障害を起こす金属の塩類を含まないこと。 ○カコジル酸の混入は避けること。 ○有機物、リン酸、ケイ酸、アンモニアの混入は、できるだけ避けること。	20L ポリ容器 青 色

(注) 無機廃液は、上記に記載の「貯留区分」1.～9.ごとに貯留し、複数の「廃液系列」に属する廃液の混入は、できるだけ避けること。やむをえず混合した廃液は、複合系廃液として取り扱い、灰色の廃液容器に貯留すること。

- 2.2 下記に該当する無機廃液については、KMS での処理を行うに当たって特別の取扱いを要するので、無機廃液処理実行委員に相談されたい。
 - a) 処理の障害となる有機化合物を含むもの。
 - b) 沈殿、懸濁粒子又は金属水銀を含むもの。
 - c) 危険、猛毒物質 (ニッケルカルボニル、アルキルアルミニウム等) を含むもの。
 - d) それ自身で又は混合によって、爆発又は発火するおそれのあるもの。
- 2.3 ベリリウム、セレン、タリウムおよびオスミウムの化合物の廃液は、KMS で処理しないので密閉して貯留するか、不溶性化合物に変えて保存する。
- 2.4 単純なシアン系廃液は炭酸ナトリウム溶液を加えてアルカリ性にした後、充分量の次亜塩素酸ナトリウム (NaClO) 溶液 (アンチホルミン) を加えて、一夜放置し、酸化分解

した後（ヨードカリでんぷん紙を用いて、活性塩素が残っていることを確かめる。）水で希釈して廃棄する。また、重金属を含む溶液で、簡単に処理できる場合、上記のような処理を行った後、(2.1e) に従って KMS を利用する。安定なシアン錯化合物で酸化分解が困難なものに対しては、環境管理部門の紫外線オゾン酸化装置を利用して分解する。

- 2.5 使用済の金属水銀は、一ヶ所に集め、水銀表面を水で被い密栓して貯留する。
- 2.6 強酸、強アルカリは中和した後、多量の水で希釈して流す。
- 2.7 一次電池・二次電池、蛍光管、その他の有害固形廃棄物は薬学研究科長・薬学部長が指定する場所に貯留保管する。
- 2.8 放射性廃棄物は、この処理指針の対象外である。

3. 実験排水

実験排水は各実験室に排水口（流し等）より薬学部排水管理施設（本館西側二階建ビル）に集められ、pH 範囲 5－9 に調整されたのち、貯留槽を経て市下水道に放出される。本施設を正常に作動させ、市の水質基準（表Ⅳ参照）に抵触する排水の流出を防止するために、各実験者は次の事項を遵守しなければならない。

- 3.1 流しの排水口に固形物（タバコの吸殻、茶かす、紙、ビニール等）を直接流してはならない。
これらの物質は、集水槽の揚水ポンプの目詰りによりモーターの焼付を引き起したり、モニター電極に付着して pH 調節システムの誤った作動を誘発したりするので極めて危険である。
- 3.2 流しのトラップは毎日掃除し、付着した異物を除去しておく。
- 3.3 下記のものを含む排水を流してはならない。
 - a) 固形浮遊物
 - b) 有害物質、悪臭を放つ物質、またはそれらに変化する恐れのある物質
 - c) 著しく発泡する物質、及び沈殿を生じる恐れのある物質
 - d) 表Ⅳに示す排水基準を厳守しなければならない。

表IV 本学に適用される排水基準

物質または項目		本部地区
(15)	温度 (°C)	45 未満*
	水素イオン濃度(pH)	5 を超え 9 未満
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600 未満
	浮遊物質(SS)	600 未満
	ノルマルヘキサン 鉱油類含有量	5 以下
	抽出物質含有量 動植物油脂類含有量	30 以下
	窒素含有量	240 未満
	リン含有量	32 未満
	ヨウ素消費量	220 未満*
	フェノール類	1 以下
	銅及びその化合物	3 以下
	亜鉛及びその化合物	2 以下
	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 以下
	マンガン及びその化合物	10 以下
	クロム及びその化合物	2 以下
有害物質	ニッケル含有量	2 以下*
	カドミウム及びその化合物	0.03 以下*
	シアン化合物	0.5 以下
	有機リン化合物	0.5 以下
	鉛及びその化合物	0.1 以下
	六価クロム化合物	0.25 以下
	ヒ素及びその化合物	0.1 以下
	水銀及びその化合物	0.005 以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	PCB	0.003 以下
	トリクロロエチレン	0.1 以下
	テトラクロロエチレン	0.1 以下
	ジクロロメタン	0.2 以下
	四塩化炭素	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下
	チウラム	0.06 以下
	シマジン	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.2 以下
	ベンゼン	0.1 以下
	セレン及びその化合物	0.1 以下
	ホウ素及びその化合物	10 以下
	フッ素及びその化合物	8 以下
	1,4-ジオキサン	0.5 以下
	ダイオキシン類	10 以下*

* ...除害施設の設置が必要な水質基準である。

備考：単位は、温度、水素イオン濃度、ダイオキシン類以外の項目は mg/L です。温度は℃、ダイオキシン類は pg-TEQ/L です。

京都市上下水道局ホームページ

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000262550.html>) より

◆安全管理について◆

薬学部および薬学研究科においては、教育・研究の必要上、種々の実験が行われるので、それに伴う危険（火災、爆発、外傷、火傷、放射線障害、中毒、感染等）を未然に防ぐ注意が肝要である。そのためには、危険物の取り扱いに習熟し、安全規定を遵守しつつ、細心の注意を払って実験に臨まなければならない。本学部においては、そのために安全委員会を設け、安全規定を定めているが、それに加えて平常からの危険防止に対する各人の自覚が強く望まれる。

なお、本学部の防火等の心得の抜粋を下記に記すので、参考にすること。

《薬学部防火心得》

◎実験に関する事項

- 1) 共通実験室（終夜実験室、学生実習期間外の実習室など）を使用する際にはその使用者の所属分野において使用上必要な注意をあたえる。使用者は火元責任者に届け出るとともにその室に備え付けの「使用簿」に氏名、所属分野、作業内容、使用時間を記入し、実験装置に所属分野名を表示し、実験内容によっては（特に危険な薬品を用いる場合等）必要な注意事項を表示する。実験終了時に安全を確認し、実験装置を撤去する（長時間あるいは恒常的に使用する装置を除く。）。
- 2) 高純度水製造装置（学生実習室）を使用するときには使用分野名を明示し、使用中随時に点検し、特に水圧低下に注意し、使用後安全を確認する。使用時間は午後 8 時までとする。
- 3) 火気を用いる実験はドラフト内で行う。
- 4) 火気使用者は常にその実験を監視し、また他に監視人を置かずにその場所を離れてはいけない。
- 5) 一時に大量の可燃性溶剤を用いて実験することはできるだけさけ、可能ならば少量ずつに分けて取り扱う。やむを得ず大量を取り扱う場合には、付近の可燃物を除去し、消火器を手元に置き二人以上で行う。
- 6) 引火性物質を取り扱う実験をする時にはその近傍で火気を使用してはいけない。
- 7) 引火性物質を加熱中にその実験装置に手をふれる必要のあるときには必ずガスバーナーの火を消してから行う。
- 8) 実験中に何か異常を感じた場合（例えば液が突沸気味であるとか、不明の臭気を感じるとか、沸とうする筈のものが沸とうしないとか）にはまずガスバーナーまたは電源を切り対策を考える。
- 9) 火気の使用を終わった時には確実にガス栓の閉鎖、スイッチの遮断を行い安全を確認し、さらに退室時に再確認を行う。
- 10) 実験に使用しない時にはガス栓を必ずしめる。
- 11) 実験室内に一人の場合には危険性のある実験をしてはいけない。休日、夜間居残り実験の場合には各分野においてその許可を与える際に実験内容により必要があれば二人以上で行うよう指示する。
- 12) 着衣に引火した場合には立ったままでいしないで床に転げるのがよい。

◎薬品、機器などの保管に関する事項

- 1) 発火性又は引火性薬品（金属ナトリウム、金属カリウム、金属マグネシウム、溶剤類、発煙硝酸、発煙硫酸、ピクリン酸など）はなるべく少量ずつ購入する。大量を購入した場合には、消防法の類別に従い危険物倉庫に格納し、実験室には必要最小限度しか置いてはいけない。
- 2) 実験室内に上記薬品を置く場合にはそれぞれの薬品の性質に応じて安全に保管し、かつその場所を表示する。
- 3) 毒物・劇物・向精神薬・麻薬に指定されている薬品、放射性物質、核燃料物質については、指定された方法に従い、指定された場所に保管・管理する。
- 4) 金属ナトリウム、接触還元用触媒など危険な物質を使用して実験した後にはできるだけ速かに後処理を行う。
- 5) ガスまたは電気を熱源とする機器は不燃性の台または容器の上に置く。
- 6) 機器およびそのカバーなどで燃焼の際有害なガスを大量に発生するおそれのあるものは火気を使用する実験を行う場所からできるだけ遠いところに保管する。

◎火災発生時の処置に関する事項

- 1) 火災発生の際、現場の者は直ちにガスの元栓、電源を切り消火器その他を用いて消火に当

る。

- 2) 火災を発見した者、あるいは付近の者は直ちに大声で火災発生の場所を報知する。
- 3) 火災発生の知らせを聞いた場合には直ちに実験を中止し、火気を消し、消火器をもって現場に急行する。
- 4) 消火栓よりの放水は防火委員の指示あるいは現場の者の判断により必要と認めた場合に行う。
- 5) 負傷者が生じた場合には医学部附属病院に手当を依頼する。
- 6) 火災の発生について、速やかに 火元責任者へ情報を伝える。もしくは、その分野の教授あるいは他の教員、総務掛、学科主任、学部長などに連絡する。
- 7) 夜間火災が発生した場合には発見者は消防署に連絡し、発生現場の関係者、医学部附属病院守衛室、総務掛(不在時は事務長または学部長)に連絡する。
- 8) 火災その他の事故発生時の連絡先については、各分野に配布されている「薬学研究科緊急連絡網」で日常的に確認しておく。
- 9) 火災発生時の避難について、各分野で実情を考慮し、対策をたてておく。

◎その他

受動喫煙防止のため、構内は全面禁煙です。

◆就職について◆

学生の就職の相談に関しては、就職担当教員(教授 1 名)をおいています。

就職を希望する学生は、求人先より送付された資料(教務掛保管)や、本学キャリアサポートルーム利用による検討、あるいは特別実習のための配属分野の教授及び就職担当教員との相談などにより就職希望先を決定し、必要書類を整え就職希望先へ発送してください。

必要書類は求人先により異なりますが、履歴書、写真、健康診断書(京都大学健康科学センター発行のもの)などは要求されることが多いので、予め準備しておいてください。

◆薬剤師国家試験について◆

学校教育法が改正され(2004(平成 16)年 5 月 21 日公布)、大学の薬学教育制度及び薬剤師国家試験制度が変わりました。この制度は、2006(平成 18)年 4 月の入学生から適用になっています。

学校教育法の改正に伴い、薬剤師法も改正され(2004(平成 16)年 6 月 23 日公布)、薬剤師国家試験を受けることができるのは、原則として、6 年制学部・学科の卒業者とされています。

ただし、4 年制の薬科学科(2006(平成 18)年 4 月以降入学者)の学生については、2017 年度までの学部入学者に限り、大学を卒業した後、薬学関係の修士又は博士の課程を修了し、さらに 6 年制学部の卒業生に比べ不足している医療薬学系科目や実務実習等の単位を、一定期間内に 6 年制学科において追加で履修し、6 年制学科の卒業生と同等であると厚生労働大臣が個別に認める場合にのみ、薬剤師国家試験を受験することができるとされていました。2018(平成 30)年 4 月以降入学者には、この特例は適用されませんので注意してください。

以下に、2011(平成 23)年度から実施されている新しい薬剤師国家試験について説明します。

「薬剤師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて医薬品の製造、調剤、供給に従事する者をいい、公衆衛生の向上および増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保することを任務とします。

薬剤師の免許は、薬剤師国家試験に合格した者に対して与えられます。本学部卒業生及び卒業見込の者(薬学科)、薬科学科の学生も一定の要件を満たせば、試験に出願することができます(詳細は教務掛に問い合わせること)。

新たな薬剤師国家試験の出題区分、科目および出題数は以下のとおりです。

- ①必須問題：薬学の全領域のうち、医療の担い手である薬剤師として特に必要不可欠な基本的資質を確認する出題区分
- ②一般問題：薬学の全領域のうち、医療の担い手である薬剤師が直面する一般的課題を解釈・解決するための資質を確認する出題区分

- (②－1) 薬学理論問題： 薬剤師に必要な知識を中心に、技能・態度を含む薬学の理論に基づいて、薬剤師が直面する一般的課題を解釈するための資質を確認する出題区分
- (②－2) 薬学実践問題： 医療の実務において直面する一般的課題を解決するための基礎力、実践力及び総合力を確認する出題区分

科目	問題区分			出題数
	必須問題	一般問題		
		薬学理論問題	薬学実践問題	
物理・化学・生物	15 問	30 問	15 問（複合）	60 問
衛生	10 問	20 問	10 問（複合）	40 問
薬理	15 問	15 問	10 問（複合）	40 問
薬剤	15 問	15 問	10 問（複合）	40 問
病態・薬物治療	15 問	15 問	10 問（複合）	40 問
法規・制度・倫理	10 問	10 問	10 問（複合）	30 問
実務	10 問	0 問	20 問＋65 問	95 問
出題数	90 問	105 問	150 問	345 問

(注) 薬学実践問題は、「実務」20 問に加え、「実務」とそれ以外の科目とを関連させた複合問題 130 問とする。

なお、試験期日、試験地、試験科目等試験施行の詳細については、官報によって公告されます。

2022 年度の試験関係日程等(参考)

試験施行要領発表	8 月 31 日
出 願 期 間	1 月 4 日～16 日
試 験 期 日	2 月 18 日, 2 月 19 日
試 験 地	全国 9 ヶ所
試験合格者発表	3 月 22 日

受験申請書類は大学で一括して厚生労働省に送付するので、所定期間内に薬学部教務掛で手続きをしてください。

なお、受験申請書類は次のとおりです（予定）。

試験願書	用紙は教務掛で交付する。 受験手数料は、6,800 円分の収入印紙を試験願書に貼付し、納入すること。
卒業(見込)証明書	※教務掛で作成する。
写 真	脱帽上半身像で出願前 6 カ月以内に撮影した写真（縦 6cm、横 4cm）を貼付すること。（裏面に氏名を記入）
写真用台紙(受験票)	用紙は教務掛で交付する。

【注 意】

- ・試験に合格した者には合格証書が授与されますが、それで直ちに薬剤師の免許を授与されたことにはなりません。薬剤師の免許を受けようとする者は所定の申請書類を住所地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に提出しなければなりません。
関係書類は受験票交付時に教務掛から交付の予定です。

◆薬剤師（学士(薬学)）に関係のある主な資格・業務一覧表◆（参考）

I 薬剤師でなければならない業務

業 務 ま た は 資 格	根 拠 法（所 管）	免許等	条 件 等
1.調剤業務	薬剤師法 19 条（厚）		
2.薬局の管理者	医薬品医療機器等法 7 条（厚）		
3.一般販売業の管理者	医薬品医療機器等法 24 条（厚）		
4.医薬品製造販売業の総括製造 販売責任者	医薬品医療機器等法 17 条（厚）		
5.医薬品製造業の管理者	医薬品医療機器等法 17 条（厚）		
6.学校薬剤師	学校保健法 23 条（文）		
7.保険薬剤師	健康保険法 64 条（厚）		

Ⅱ 薬剤師であれば取得できる資格（業務）

業 務 また は 資 格	根 拠 法（所 管）	免許等	条 件 等
1.医薬部外品、化粧品又は医療機器製造販売業の総括製造販売責任者	医薬品医療機器等法 17 条、施行規則 85 条（厚）	知事免許	国又は都道府県の職員
2.医薬部外品、化粧品又は医療機器製造所の責任技術者	医薬品医療機器等法 17 条、施行規則 91 条（厚）		
3.放射線取扱主任者	放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律 34 条（文）		
4.毒物劇物取扱責任者	毒物及び劇物取締法 8 条（厚）		
5.薬事監視員	医薬品医療機器等法 76 条、施行令 68 条（厚）		
6.食品衛生管理者	食品衛生法 48 条（厚）		
7.食品衛生監視員	食品衛生法 30 条、施行令 9 条厚）		
8.麻薬管理者	麻薬及び向精神薬取締法 3 条（厚）		
9.麻薬輸出業者	麻薬及び向精神薬取締法 3 条（厚）		
10.麻薬元卸売業者	麻薬及び向精神薬取締法 3 条（厚）		
11.麻薬卸売業者	麻薬及び向精神薬取締法 3 条（厚）		
12.向精神薬取扱責任者	麻薬及び向精神薬取締法 50 条の 20(厚)		
13.麻薬取締官(員)	麻薬及び向精神薬取締法施行令 10 条（厚）		
14.環境衛生指導員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 20 条、施行規則 16 条（厚）		

Ⅲ 薬剤師であればその資格取得に特別の考慮が払われる場合

業 務 また は 資 格	根 拠 法（所 管）	免許等	条 件 等
1.作業環境測定士（第一種、第二種）	作業環境測定法 5 条、14 条、施行規則 17 条（厚）	名簿登録	講習
2.公害防止管理者（大気二種）	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 7 条、施行令 10 条、別表 3（経）		講習
3.環境計量士（濃度関係）	計量法 122 条、施行規則 50 条、51 条(経)	経済産業大臣登録	
4.労働衛生コンサルタント受験資格	労働安全衛生法 83 条、労働安全衛生コンサルタント規則 11 条（厚）	名簿登録	筆記試験科目一部免除

IV 学校教育法に基づく大学等で薬学の正規の課程を修めて卒業した者の資格においてなることのできる資格

(業務)

業 務 ま た は 資 格	根 拠 法 (所 管)	免 許 等	条 件 等
1.建築物環境衛生管理技術者	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 7 条、規則 6 条 (厚)	名簿登録、大臣免許	1 年以上の実務経験
2.臨床検査技師受験資格	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律 15 条、施行令 20 条(厚)		生理学検査及び採血に関する科目の履修が必要 4 年以上の実務経験 (但し講習を受ければ有資格者となれる)
3.水道技術管理者	水道法 19 条、施行令 6 条 (厚)		
4.配置販売業者	医薬品医療機器等法 30 条、施行令 52 条 (厚)		
5.医薬部外品、化粧品又は医療器具の製造所の責任技術者	医薬品医療機器等法 17 条、施行規則 91 条 (厚)		大学履修科目に応じて一定期間の実務経験を必要とする講習、一定期間の実務経験が必要 講習、実務経験
6.一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の技術管理者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 21 条、規則 17 条 (厚)		
7.騒音関係、粉塵関係、振動関係の公害防止管理者	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第一 (経)		
8.公害防止主任管理者	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 7 条 1 項 2 号、施行令 11 条規則 11 条 2 項、別表第 2(経)		
9.向精神薬取扱責任者	麻薬及び向精神薬取締法 50 条の 20、施行令 6 条 (厚)		

注 1) (厚)→厚生労働省、(文)→文部科学省、(農)→農林水産省、(経)→経済産業省

注 2) この表は『薬事衛生六法 学生版 2008 年版 (薬事日報社)』より抜粋したものである。